

消費税軽減税率対策窓口相談等事業

## 食品衛生法・食品表示法対策セミナー

テレビでもおなじみの食品問題のスペシャリストが解説

『食品』を扱うすべての事業所必聴!!

待ったなし!

「食」の軽減税率制度と  
「食」の2020年問題

講師

消費者問題研究所 代表  
表示問題アドバイザー

## 垣田 達哉

1953年生れ。慶應義塾大学商学部卒業。  
テック電子(現・東芝テック)を経て独立。  
現在、表示問題アドバイザーとして、企業や各種団体等のセミナー講師として活躍すると共に、「たけしのTVタックル」「世界一受けたい授業」等のテレビ出演や新聞・雑誌への評論・執筆に活躍し多方面から高い評価を得ている。  
【著書】『面白いほどよくわかる食品表示』など31冊。

## ■垣田達哉の他のテーマ

- ・「売上アップにつながる食品・食材の表示方法」
- ・「食の安全時代を生き抜く」他

- ◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。
- ◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索

- ・税率はテイクアウトか店内飲食かで決まる?
- ・食品表示法猶予期間が迫る!新基準に達していない食品は販売できなくなるってホント?
- ・食品を扱う全事業者に義務化される HACCP とは?

本年10月から導入される軽減税率制度は、「食料品」が8%の税率に据え置かれることになりましたが、どの食品が対象なのか理解できないという声が多く聞かれます。また、2020年には、加工食品の原材料表示のルール変更や添加物の区分表示、栄養表示の義務化がスタートしますが、理解している方は少ないようです。さらに、衛生管理法の「HACCP」への取り組みも全ての食品取り扱い業者の最重要なテーマとなります。

そこで本セミナーでは、2つの法改正の概要と事業所がどのように対応すべきか、事例を交えて解説いたします。

## 【主な内容】

- 消費税軽減税率制度について
  - ・8%に該当する「食品表示法に規定する食品」って何?
  - ・税率はレジで決まる!
- 「食品表示法」食品業界に与える影響とは?
  - ・スラッシュルールって何?
  - ・小規模事業者の食品が店頭から消える! ってどんなこと
- 中小の小売・飲食店に厳しい法律ができたこと知っていますか?
  - ・2018年6月 HACCP 法(食品衛生法改正)成立!
  - ・本当に HACCP を導入できるのか?
  - ・最低限知っておきたい HACCP 入門編

\*90~120分 \*交通費は「横浜」から

研修・セミナー・実技指導 Adonis

有限会社 アドニス

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405  
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786  
E-mail 7745@s-adonis.com